

**自転車リングリレー競技者間の事故と賠償責任**

【文献種別】 判決／東京高等裁判所  
【裁判年月日】 平成30年7月19日  
【事件番号】 平成30年（ネ）第1024号  
【事件名】 損害賠償請求控訴事件  
【裁判結果】 一部棄却、一部変更  
【参照法令】 民法709条  
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25561483

**事実の概要**

控訴人X（原告：身長159cm、体重50kg程度の体格の40歳代女性）は2014年10月、A地区体育振興会らが主催する同地区合同運動会（本件運動会）において、自転車リングリレー競技（本件競技）に参加した。本件競技は、金属製のスティックで自転車のリングホイール（直径60cm弱程度の金属製の輪。以下「リング」という。）を転がしながら、スタート地点の反対側に待機している次走者に向かって走り、リレー方式で往復し、その早さを地区別のチームで競うものである。チームは10人で構成され、競技者は左右に男女別に5人ずつ分かれて待機し、待機場所には長さが約30メートルのゴールラインがそれぞれ引かれており、2本のゴールラインの間隔は、直線距離で約30メートルであった。本件競技には6チームが参加したので、1チーム当たり約5メートルの幅が確保されたこととなる。ゴールラインには、チームごとに次走者にスティックとリングの受渡しをすべき地点がマーキングされていたが、レーンを区切る鉤などは設置されていなかった。

Xと被告Y（被控訴人：身長180cm、体重85kg程度の体格の40歳代男性）は、本件競技中に正面衝突した。その際Xは、頭部を地面に打ちつけて救急車で病院に搬送されるなどし、2015年5月25日、頸椎捻挫、全身打撲、末梢神経障害との診断を受けた。そのためXは、本件衝突事故はYの注意義務違反によるものであるとして、不法行

為による損害賠償請求権に基づき、休業損害及び通院慰謝料の支払等を求めた。原審<sup>1)</sup>は、Yが、本件事故について、Xに対し、道義的責任を負うことは明らかというべきであるが、法的責任があるということとはできないとし、Xの請求を棄却した。このため、Xがこれを不服として控訴した。

**判決の要旨**

本判決は原判決を変更し、競技者が対向して走行する方式である本件競技の下でも、Yが本件事故を回避することは十分可能であったとした。その上で、本件事実関係において、加害者であるYは、その責任を免れないというべきであるとして、原判決を変更し、Xの請求を一部認容した。

**1 競技参加者の法的責任（肯定）****(1) Yの結果（衝突）回避義務**

本判決はまず「スポーツ競技中であるからといって、自らの位置方向と付近の状況を可能な限り随時確認して、他の競技者との衝突を回避するように注意すべき一般的な注意義務が存在することを否定することはできない」とした。その理由は以下の通りである：〔1〕本件競技がチームごとのリレー方式によるものであり、競技者は、各チームに定められた地点に向かって走行し、そこで次走者にリングとスティックを手渡すことが想定されていたこと、〔2〕各チームが進行すべきレーンは明示されていなかったものの、競技者

同士が接触することのないように、1チーム当たり約5メートルの幅が確保されていたこと、〔3〕進行方向が外れた場合、やり直しをせずに斜めに進むことができたとはいえ、ルール上、その場で止めてやり直すこともできたこと、〔4〕高齢者や女性も含めて、町内会の住民が幅広く気軽に参加し、ヘルメットや防具等の着用もないなど、本件競技は、競技者相互のボディコンタクトを全く予定していなかったこと。以上のことから、「Yは、リングに気を取られて、自分がどの方向に向かっていているかを認識する余裕がないまま、Yゴール地点から約5メートル離れた他のチームの待機位置に向かってそれなりのスピードで走行した結果、Xの存在に気付くことなく衝突したのであり、このような状況下においては、いったん立ち止まる、あるいは速度を緩めるなどして周囲の状況を確認するなどの方法により、衝突を回避することが可能であったと考えられるから、Yには前記注意義務違反が認められる。

(2) 本件行為の違法性が阻却されるか(否定)

「本件競技がスポーツの一類型であることからすると、そのルールないしマナーに照らし社会的に許容される一定範囲内の行動は違法性が阻却されると解し得る」。しかしながら、「親睦目的で行われた本件競技の前記の性質に照らすと、その範囲内となるのは、ごく軽度の危険や衝突にとどまるといわざるを得ない(まさに、その程度の危険行為から生じる損害については、本件運動会の主催者において加入していた補償保険で手当てすることが想定されていたものと考えられる。)。したがって、「本件事故の衝撃がそれなりのものであって、頭部を地面に打ち付けたXは、脳震盪で意識が朦朧として動けなくなり、救急車で病院に搬送されたというのであるから、本件競技において、そのような勢いで他の競技者と衝突することが社会的に許容される範囲内のものとはいえず、違法性は阻却されない」。

## 判例の解説

### 一 はじめに

スポーツ活動中の事故であっても、他人に損害を与えた場合には、他の社会的な活動と同様、そ

の損害を賠償する責任を問われる可能性がある。しかしながら、スポーツには本質的に生命・身体を損傷する事故の危険が内在しているので、原因行為が競技ルールにしたがっている場合には、違法性が阻却され原則として不法行為責任が否定されると解されてきた<sup>2)</sup>。違法性が阻却される理由は、原因行為が社会的相当性を有する、すなわち正当行為とみなされることや、被害者による「危険の引き受け」を指摘することができる。しかし近時、単に原因行為が競技ルールに違反していなかったということだけでは、免責される可能性が確実に狭まっているといえ<sup>3)</sup>、本判決もその方向性と軌を一にするものである。言い換えるならば、スポーツ活動中の事故に際して、原因行為の社会的相当性は、①加害者の過失の程度、特にルール違反の有無・程度、②損害の程度、③スポーツの種類、特にその事故が当該スポーツに通常伴うものであるかどうか等を相関的に考慮して判断されるべきという解釈<sup>4)</sup>が、定着してきたということができよう。

## 二 競技参加者(原因行為者)の法的責任

### 1 衝突回避義務

本判決は、本件事故の原因となった衝突を回避する義務の有無を判断する上で、本競技が高齢者や女性も含めて、町内会の住民が幅広く気軽に参加する親睦目的であったことを重視した。このような解釈は、これまでの判決においても示されている。例えば、地域住民の親睦ソフトボール大会における選手同士の衝突事故(男性選手(加害者)が走り込んで左足からホームにスライディングしたため、ホームベース上で腰を落として捕球しようとしていた捕手の女性選手(被害者・40代)が転倒し、左膝後十字靭帯断裂の傷害を負った。)に関する裁判例がそれである。裁判所は「得点を激しく競うことを犠牲にしても、試合開催の第一目的である相互の親睦という趣旨を尊重し、参加者の負傷や事故をできる限り回避すべく行動する義務が、社会通念として、参加者各人に課されている」とし、加害者の不法行為責任を肯定している<sup>5)</sup>。すなわち、プロスポーツやそれに準ずるような競技と比べると、より高い結果回避義務が親睦のためのスポーツへの参加者には課せられる、ということが

できよう。

ただし本件競技は、原審も指摘する通り、「競技者がスティックからリングが離れないように注意しながらできるだけまっすぐ進もうとするが、なかなかうまくいかないという点に醍醐味」があり、その意味では野球のスライディングとは異なり、自身のプレーをコントロールすることは難しいといえる。したがって、競技性の高いスポーツ活動と比べれば注意義務は高まるということを考慮してもなお、「XとYの双方とも、衝突するまで相手に気づかず、互いに前方不注視だったために発生した不幸な事故であり、本件競技に内在する危険が発現したものというべきである」、と解することも可能であったと史料される。

## 2 違法性の阻却

原審は「本件競技はスポーツの一類型というべきであり、本件事故は、その過程で生じたものであるところ、スポーツの参加者は、一般に、そのスポーツに伴う危険について承知しており、その危険の引受けをしていると解されるから、当該スポーツ中の加害行為については、加害者の故意・重過失によって行われたり、危険防止のためのルールに重大な違反をして行われたりしたような特段の事情のある場合を除いて、違法性が阻却されると解するのが相当である」と判示した。すなわち原審は、スポーツ活動中の事故であることを考慮して、原因行為が危険防止のためのルールに違反する故意もしくは重過失のない場合には、損害を発生させたとしても原因行為者の不法行為責任は免除される、という解釈を示した。これに対して本判決はまず原因行為の正当性について、「スポーツ競技中、ルール違反さえなければ常に違法性が阻却されると解することはできず、当該スポーツの性格や事故の生じた具体的状況に即して検討すべき」とした。単にスポーツのルールにしたがっているだけでは違法性が阻却されず、スポーツ種目の性格や損害の程度を個別に検討することが必要であるとするこのような解釈は、これまでにおいても滑走中のスキーヤー間の事故における最高裁判決をはじめ<sup>6)</sup>、複数の裁判例において採用されている<sup>7)</sup>。また、被害者が引き受ける危険の範囲については、特に本件事故のように「幅

広い参加者が親睦目的で気軽に参加するといった性格を持つ競技中に発生した事故」の場合には、「ごく軽度なもの」に限られると解した。

これらのことから本判決は、プロスポーツやそれに準ずるような競技と幅広い参加者が親睦目的で気軽に参加することができる性格を持った競技とを比較した場合、後者については原因行為が正当行為として認定されるハードルは高くなり、また被害者が引き受ける危険の範囲もかなり限定的となることを示した、ということができよう。つまり、被害者救済の可能性を広げる判決であったと評価することができる。このような解釈は、比較法の見地からみた場合、決して違和感のあるものではなからう。というのは、例えばフランス法においては、「被害者の危険の引き受け」を、不法行為責任を阻却する事由とすることは可能であるが、レクリエーション的な性格を持つスポーツ活動中の事故に際して、この法理は適用されないことが判例によって確立されているためである<sup>8)</sup>。

## 三 主催者の責任

XはYのみを訴訟の対象としたので、A地区体育振興会など、本運動会的主催者の責任についての司法判断は下されなかった。しかしながら、もしも訴訟の対象とされていたならば、特に本競技ルールを作成したA地区体育振興会の責任が認定される可能性も、十分にあったと考えられる。なぜならば、Yが主張する通り、本件のような「競技を行う場合でも、競技者同士が対向して走行する形式ではなくトラックを回る形式で実施すれば、競技者同士が衝突する可能性は低くなるし、衝突した場合の衝撃も小さくなったと考えられるためである。すなわち、競技ルールを変更することや、転倒の際の衝撃を軽減するための防具を装着させるなど、競技の安全性を高めるための措置を講じる余地はあったわけで、競技参加者の安全を確保する義務を怠ったという判断に至る可能性は、十分に存在したといえよう。

ただし、本件運動会的主催者はある程度の事故リスクは予想しており、そのため参加者の傷害を補償する保険に自ら加入し、そこからXに対して本件受傷の治療費が保険金として支払われている。主催者がXに補償金を支払ったことが、Yの

みを訴訟の対象とした一つの理由であったとも推察される。すなわち、主催者が加入する補償保険が被害者の救済を一定程度引き受けただけではなく、自身の訴訟リスクの軽減につながったといえ、保険に加入することの有効性が改めて示された事案であるといえよう。

#### 四 本判決の評価とその影響

スポーツ活動は「世界共通の人類の文化である」とスポーツ基本法が規定する通り<sup>9)</sup>、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなった。したがって、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しむ機会が確保されなければならない。ただし、スポーツ活動が活性化されれば、内在する事故リスクは必然として顕在化する。被害者の救済を中心としたスポーツ事故リスクに対するマネジメントが、スポーツ活動の安定的な振興に欠くことのできないのはこのためである。

ところで、スポーツ活動中の事故リスクをマネジメントするための重要な手段の一つが、損害を被った者を救済することを目的とする不法行為法である。本判決はそのことを体現化した判決であるといえることができる。しかしながら今回のケースは同時に、スポーツ活動中の行為が道義的責任を発生させたにとどまるのか、不法行為であったのかを司法の場において判断することの困難さを改めて示すこととなった。他方、スポーツ活動への参加者は、そのスポーツに通常予想される範囲内の危険を引き受けていると解することができるので、過失が軽度にとどまる場合にまで原因行為者に責任を負担させることには疑問も残る。不法行為法によらない、被害者救済レジームを構築することが必要となるのはこのためである。そのレジームの柱の一つが、本件でもその有効性が示された保険制度である。保険制度は傷害(生命)保険と賠償責任保険とに大別することができるが、今回のケースに即していうならば、後者について新たな制度を構築する必要性が浮き彫りとなった。具体的には、関係する者すべての事故に対する責任を軽減するために、スポーツイベントの主催者は、自らだけではなく、その被用

者、ボランティア及びスポーツ実施者などの民事上の責任をカバーする保険に加入することを制度化するということである。また、制度設計を行う上での留意点は、スポーツ活動の特性を考慮し、保険会社の代位による求償権の行使を極めて限定的なものにとどめることである(ただし、モラルハザードを防ぐ意味から、故意、もしくは競技の安全にかかわるルールへの違反を伴うような重大な過失によって損害を与えた場合には、その限りではない)。フランスにおいてはスポーツ法典が、スポーツ活動を主催するスポーツ団体や各スポーツ連盟に対し、その活動の実施に際して、これらすべての関係者の民事責任をカバーする保険への加入を義務付けている<sup>10)</sup>。スポーツ活動中の事故に対する近時の司法判断を考慮するならば、我が国においてもこのようなスポーツ法制の構築を検討すべき時期に差し掛かったといえることができる。

#### ●—注

- 1) さいたま地判平 30・1・26 公刊物未登載 (LEX/DB25561482)。
- 2) 平野裕之『民法総合6 不法行為法 [第3版]』(信山社、2013年) 78頁、川井健『民法概論4 債権各論 [補訂版第3刷]』(有斐閣、2015年) 437頁、松尾浩也「スポーツ事故」小笠原正=塩野宏=松尾浩也編『スポーツ六法2014』(信山社、2014年) 517頁、内田貴『民法II 債権各論 [第3版]』(東京大学出版会、2012年) 409頁。
- 3) ごく最近では、東京高判平 30・9・12、拙稿「バドミントンダブルスプレー中のペア間の事故と賠償責任」新・判例解説 Watch (法七増刊) 24号 (2019年)。
- 4) 楠本安雄「遊戯・スポーツ中の事故と違法性」林良平=中務俊昌共編『判例不法行為法 法律実務大系4』(有信堂、1966年) 141~150頁。
- 5) 長野地佐久支判平 7・3・7 判時 1548号 121頁。
- 6) 最判平 7・3・10 集民 174号 785頁、判時 1526号 99頁、判タ 876号 142頁。
- 7) 東京地判平 28・12・26、拙稿「社会人サッカー試合中における競技者間の事故と競技者及び監督者の責任」新・判例 Watch (法七増刊) 21号 (2017年)。
- 8) Albiges, C., Darmaisin, S. et Sautel, O., Responsabilité et sport, Litec, Paris, 2007, p.53. (CA Aix-en-Provence, 14 juin 2006 : Juris-Data n° 2006-305322)
- 9) スポーツ基本法 (平成 23 年法律第 78 号)。
- 10) L'article L. 321-1 du Code du sport (スポーツ法典 L. 321-1 条)。